

入間市スポーツ振興まちづくり条例 制定要旨

1 経緯

スポーツは、良好な心身を形成し、健康と長寿の礎であり、人々に感動を与えるだけでなく、地域の活性化やスポーツ環境の充実による産業の広がりから社会的効果や経済的効果をもたらすなど、活気あふれるまちを形成するうえで欠かすことのできないものです。

これまで、入間市のスポーツは、スポーツ協会及びその加盟団体と連携して進めてきました。近年では、若い世代で広がりつつある新たなスポーツについても、市内において発展してきています。

国の第3期スポーツ推進計画において、スポーツによる「まちづくり」が重点的に取り組むべき国の施策として位置づけられています。入間市においても、スポーツ関連活動の広がりや、スポーツを介した産業の発展とまちの特色化や魅力化を図り、スポーツ振興によるまちづくりに努めることが求められます。

そこで、スポーツ振興とスポーツによるまちづくりを図り、多様なスポーツ関連活動を応援・支援することで、全ての市民の健康と活気あふれるまちの実現のため、本条例を提案するものです。

2 趣旨

入間市に関わるスポーツ関連活動を通じて、全ての市民が健康で活気あふれるまちの実現のために必要な事項を定めるものです。

3 条例で定める主な内容

目的、基本理念、市の責務、市民の役割、スポーツ関連団体の役割、事業者の役割、市の取り組む事項

4 施行日

令和5年10月1日